

入札される方へ（手引き）

1. 入札

- (1) この公売は、期間入札の方法により行います。定められた期間内に以下の方法で入札してください。
- (2) 参加申込書兼入札書には下記の事項を記載してください。
 - ①入札する日の日付
 - ②入札する方の氏名（ふりがな）、住所、電話番号
 - ③売却区分番号
 - ④入札価額
- (3) 参加申込書兼入札書を書き損じたときは、訂正せず新しいものを使用して下さい。
- (4) 一度提出した参加申込書兼入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更または取り消しをすることはできません。
- (5) 入札者は、同一売却区分番号について、2枚以上の参加申込書兼入札書を提出することはできません。提出した場合は参加申込書兼入札書の全てが無効となります。
- (6) 下記の要件に該当する方は公売財産を買い受けることはできません。
 - ア 買受人の制限（滞納者本人、徴税吏員）、公売参加者の制限（適正な公売実施を妨げる行為をする人）等により買受人となることができない者。（国税徴収法第92条、同108条）
 - イ 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とする場合で、これらの資格等を有しない者。
- (7) **最高価申込者決定後、買受を辞退することはできません。**

2. 公売保証金の納付

今回の入札に関しては公売保証金の納付は必要ありません。

3. 入札方法

来庁による入札とします。郵送等による入札は受けません。

4. 開札の方法

開札は開札日時（平成30年2月26日（月曜日）午前9時）に宗像市役所で職員（公売事務担当を除く）立ち会いのもと行います。

5. 最高価申込者の決定

売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を、最高価申込者として決定します。最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。

（注） 最高価申込者に決定した方には、その旨、電話でお知らせします。

6. 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき方が二人以上いる場合には、その方同士により追加入札を行います。この追加入札は期間入札の方法により行います。入札期間は平成30年2月27日（火曜日）から平成30年3月2日（金曜日）までです。追加入札をすべき方が入札をしなかった場合又は追加入札の価額が当初入札価額に満たない場合には、当初入札価額で追加入札をしたものとみなします。また、追加入札の結果、なおその追加入札価額が同額の場合は、くじにより当選した者を最高価決定者として決定します。

（1） 追加入札の価額は、当初入札価額以上（同額は可）でなければなりません。

（2） その他入札については、「1. 入札」の注意事項に準じます。

7. 買受代金の納付及び物品の引渡し

買受人は、納付期限（平成30年3月2日（金曜日）の午後5時）までに、印鑑（認印）・本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証など）を持参し、宗像市役所収納課窓口にお越しください。その際に物品の引渡し、お支払いの手続きを案内させていただきます。追加入札の場合は、納付期限が平成30年3月7日（水曜日）の午後5時となります。また、お支払いは買受代金の全額・現金のみとします。

問い合わせ先 宗像市役所 12番窓口 収納課 TEL 0940-36-5392
